

基山町農業委員会会議録

平成29年12月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	権 藤 嘉 徳	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	欠席

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第24号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第25号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	12件
報告第13号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第14号	農地法第18条の規定による届出受理報告	4件
その他	基山町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する規則	1件

審議開始 13時 30分

審議終了 14時 20分

平成29年12月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成29年第12回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、9番委員と10番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第24号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

また、この案件につきましては、私が関係する案件となりますので、審議の間は退席させていただくとともに、その間の議事運営を副会長にお願いしたいと思えます。

— 会長退出 —

議 長（副会長）

議長を変わらして、早速ですが審議に入ります。

改めまして、第24号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第24号議案1番朗読

この件につきましては、既存の農道を宅地開発の接道として拡幅するために農地を転用するものです。

申請理由につきましては、農道の南側の市街化区域の農地約7,400㎡を開発し、29軒ほど住宅を建てるため、その住宅地への接道として活用するためとのことです。

その他の候補地について検討がなされましたが、幹線道路との接続先が分岐点となっていることや大型車両の交通に関し道幅が狭いことなどから、申請した土地を選定されております。

今回の申請地農地区分用件は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域で、町役場から概ね500m以内に位置することから、2種農地区分用件「第2の1の（1）のオの（ア）のaの（b）」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の（1）のオの（イ）」に該当すると考えております。

申請地は、玉虫交差点付近の圃場です。

議 長（副会長）

只今事務局から説明がありました。第24号議案1番について何かご意見はありませんか。

8番委員

何ヶ月か前に、同じ場所で申請があったと思いますが、あれは何の申請でしたか。また、その時に質問したと思いますが、あの道が町道ではなくて町有地道路であるという問題はどうなりましたか。

事務局

以前に農業委員会に諮った時は、農業振興区域内農用地区域の除外についてご意見いただきました。除外の許可が降りましたので、今回は転用についての審議となります。

道の所有については、定住促進課や建設課等の関係課と協議を進めている所です。

議 長（副会長）

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第24号議案1番について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長（副会長）

第24号議案1番は、全員一致で許可します。

審議が終了しましたので、議事運営を会長に返します。

— 会長入室 —

議 長

次に、第25号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第25号議案1番朗読

この件は、貸し手の高齢化のため、賃借権を設定するものです。期間は3年

で、賃借料は全筆まとめて年間10,000円です。前耕作者が柿を栽培しておりましたが、それを引き継ぎます。場所は、東部水道企業団の浄水場周辺の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、ご意見はありませんか。

3 番 議 員

私も、借り手の法人については知りませんでした。昨日、柿部会のメンバーと話をしたら小 City で柿の栽培をしており問題なく栽培しているとの事です。

1 番 議 員

解除条件付きの利用権設定となっておりますが、これはどういうことですか。

事務局

貸し手と借り手の法人との間で契約書を交わしております。その契約の中で、借り手が適正に農地を管理していない場合、貸し手の意志で契約を解除できるという文言を盛り込んでいます。

6 番 議 員

柿の木の樹齢は、何年くらいになりますか。

3 番 議 員

30年から40年はなると思います。

10 番 議 員

借り手の法人は、住所が小 City になっているが、柿の木の管理は誰がするのか。

事務局

基山の小倉に事業所があります。また、小郡にも事業所がありそことも連動していくと思われます。

申請の際に、営農計画書を提出してもらっています。労働の状況としまして、職員が3名、利用者が6名の合計9名で柿の栽培を行うとされています。

3 番 議 員

柿畑の上にお茶畑がありますので、消毒する際は気を付けていただきたいと思います。

事務局

借り手の法人は、JAの柿部会に入っていると聞いたのですが。

3番議員

登録して、会員番号を貰ったと聞いています。

議長

消毒の際にお茶畑にかからないように注意してください。

他に意見はありませんか。なければ、第25号議案1番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

第25号議案1番は、全員一致で決定します。

次に第25号議案2番から4番までは、すべて再設定のため一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案2番から4番まで再設定のため朗読省略

2番は、賃貸借権の再設定で期間は5年です。賃借料は、10aあたり30kgです。場所は、2区田原線沿いの圃場です。

3番は、使用貸借権の再設定で期間は2年です。場所は7区弓場下、高速道路付近の圃場です。

4番は、使用貸借権の再設定で期間は2年です。場所は7区弓場下、高速道路付近の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

1番委員

2番の借り手は、私の田のすぐ下の田で、きれいに耕作されており問題ないと思われます。

9番委員

3番、4番の借り手は、以前から長野地区で耕作されており、農機具も持っており問題ないと思われます。

議 長

他に意見等はありませんか。ないようでしたら第25号議案2番から4番までを計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第25号議案2番から4番は、全員一致で決定します。

次に第25号議案5番から8番まで、すべて再設定のため一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

また、9番委員に係る案件となりますので、9番委員は審議の途中退出をお願いします。

— 9番委員退出 —

事務局

第23号議案5番から8番まで再設定のため朗読省略

5番は、使用貸借権の再設定で期間は5年です。場所は7区弓場下、高速道路付近の圃場です。

6番は、使用貸借権の再設定で期間は5年です。場所は、南奈良田集落の圃場です。

7番は、使用貸借権の再設定で期間は5年です。場所は7区弓場下と村中の高速道路付近の圃場です。

8番は、使用貸借権の再設定で期間は5年です。場所は、南奈良田集落の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

6 番委員

5 番から 8 番の借り手は、長野会という 7 人で作っている代表として借りています。借り手自体が機械も持っており問題ないと思われま

議 長

他に意見等はありませんか。ないようでしたら第 25 号議案 5 番から 8 番までを計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 25 号議案 5 番から 8 番は、全員一致で決定します。

— 9 番委員入室 —

議 長

次に第 25 号議案 9 番から 12 番まで、すべて再設定のため一括して上程します。

事務局

第 23 号議案 9 番から 12 番まで再設定のため朗読省略

9 番は、使用貸借権の再設定で期間は 5 年です。場所は、大興善寺の駐車場付近の圃場です。

10 番は、使用貸借権の再設定で期間は 5 年です。場所は、田中石油の西側の圃場です。

11 番は、使用貸借権の再設定で期間は 5 年です。場所は、多目的グラウンド北側の圃場です。

12 番は、使用貸借権の再設定で期間は 5 年です。場所は、マックスバリュ東側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か質問はありませんか。

1 番委員

9 番の借り手は、野菜を作っており、うちの畑やあんくるふじやに出荷されています。問題ありません。

8 番委員

10 番は、田中石油の西側になるのですが、JR と住宅地と天野商事の倉庫に囲まれて、非常に農作業がしにくい場所です。この地区で農作業をされているのは借り手しかおられず、やむをえないと思われま。

7 番委員

11 番は、借り手の家の前ということと、隣が借り手の田であり問題ないと思われま。80 歳という高齢であり、本当に5 年間の期間で大丈夫なのかという不安はありま。

9 番委員

12 番は、貸し手の父と借り手が兄弟にあたり、圃場は、借り手の土地の裏側にありま。そういう関係で、以前から借り手が耕作されており大豆と麦を作っておりま。問題ないと思われま。

議 長

他に意見等はありませんか。ないようでしたら第25 号議案9 番から12 番までを計画決定したいと思いま。賛成の方は挙手をお願いしま。

全員挙手

議 長

それでは第25 号議案9 番から12 番は、全員一致で決定しま。

次に、報告第13 号農地法第4 条第1 項第8 号の規定による農地転用について届出があつたので、受理したことを報告しま。事務局から説明をお願いしま。

事務局

報告第13 号1 番朗読

この件については、前回の農業委員会の時、農振除外の意見を伺いまして特に異議なしということでした。その結果をもちまして農業用倉庫設置の届出を受理しましたので、11月24日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から報告がありましたが、ご意見等ございませんか。

— 意見なし —

議 長

意見がないようですので、報告第13号1番を終わります。

次に報告第14号農地法第18条の規定による届出がありましたので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第14号1番朗読

この件については、病気等の労力不足により合意解約を行っております。土地の引き渡しは平成29年11月30日で、11月20日付けで解約の通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

— 意見なし —

議 長

意見がないようですので、報告第14号1番を終わります。

次に、報告第14号2番から4番は関連しておりますので一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第14号2番・3番・4番説明

報告第14号2番から4番は関連しますので、一括して報告します。

この件につきましては、今後開発の計画が進む予定です。2番と3番について土地の引き渡しは平成29年11月30日で、11月20日付けで解約の通知書を送付しております。

4番につきましては、議案第24号の前段としての合意解約です。土地の引き渡し日は平成29年11月17日で、11月20日付で解約の通知書を送付しています。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

1 1 番委員

今回、合意解約が出された2番と3番の圃場は、6反から7反程度あり宅地開発の計画があります。

4番については、宅地開発の計画地に接道する道路の拡幅に係る一部だけを解約したいという届出がなされています。

議 長

他にありませんか。ないようでしたら、報告第14号2番・3番・4番を終わります。

次に、その他「基山町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する規則」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他説明

これは農地利用最適化交付金交付要綱に基づき、委員及び推進委員の報酬を定めたものですのでご報告します。基本報酬は4半期ごとに支払われておりますが、この規則に係る活動実績と成果実績に関する報酬については、みなさんの活動記録を基に算出されるもので、翌年度初めに支払われる予定です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

— 意見なし —

議 長

意見がないようですので、その他を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成29年12月1日

署名人

議 長

委 員

委 員